

道路交通法

第1章

総則

第1条

本法律は,道路交通の安全と秩序,および人間と動物の健康と生命,財産,および環境の保護の保障を目的とする。

第2条

本法律は、下記に掲げる目標を有する。

- 道路交通の安全意識の向上
- 道路交通の安全管理
- 道路交通の秩序の維持管理
- 道路使用者による違反・違法行為の取締り

第3条

本法律は、カンボジア王国における道路交通に関する全ての行動に適用される。

第4条

本法律において使用される下記用語は、以下のように定義づけるものとする。

- 「**道路**」とは、路床、車道、路端、歩道、空中連絡通路、高架橋、地下道、および道路に通じる 埠頭を含めた道路全部を意味する。
- 「国道」とは、以下を含め、大量の交通行動が生じる道路を意味する。
 - a. プノンペン市から全国の地方都市につながる道路
 - b. いずれかの地方都市から他の地方都市につながる道路
 - c. いずれかの国道から他の国道につながる道路
 - d. いずれかの国道から別の地方都市につながる道路
 - e. いずれかの国道または地方都市から、港湾、鉄道の駅、空港、経済特区、観光地、国境検問所、その他の潜在的経済区域等の中心地区につながる道路
 - f. 大量の交通行動が生じる,国内のいずれかの幹線道路であって,公共事業運輸省の建議に基づいてカンボジア王国政府が規定したもの。
- 「州道」とは、以下を含め、適度な量の交通行動が生じる道路を意味する。
 - a. いずれかの地方都市から郡・区の町につながる道路

- b. いずれかの国道から州道につながる道路
- c. いずれかの州道・市道から郡・区の町につながる道路
- d. いずれかの州道から他の州道につながる道路
- e. いずれかの州道・市道,または人口集中地域の道路から港湾,鉄道の駅,空港,経済特区, 観光地,国境検問所,その他の潜在的経済区域等の中心地区につながる道路
- 「地方道」とは、以下を意味する。
 - a. いずれかの国道・州道から、町、郡・区、コミューン・サンカット、村につながる道路
 - b. いずれかの町または郡・区から、その他の町、または郡・区につながる道路
 - c. いずれかの町または郡・区から、コミューン・サンカットの人口集中地域につながる道路
 - d. いずれかのコミューン・サンカットの人口集中地域から、その他の人口集中地域につなが る道路
 - e. いずれかのコミューン・サンカットの人口集中地域から、いずれかの村につながる道路
 - f. いずれかの村から他の村につながる道路
 - g. 村内道路
- 「**高速道路**」とは、車両移動用に指定された道路であって、互いに反対方向の二つの部分に区切られているか、または交差点のない平面上の各車線に区切られているもの、あるいは、必要な場合には最少の交差点がある道路を意味する。さらに、高速道路とは、無停車走行、安全性、および移動時間の短縮を保証するための適切な道路施設を備え、また、高速道路の車両入口・出口の指定標識を備えている道路を意味する。
- 「**道路施設**」とは、駐車区域、停留所、交通信号、速度標識、指示標識、車間距離標識、道路区分標識または隔壁または分離帯、環状交差点、交通隔柵、舗装路側帯、分離壁、保護柵、里程標、境界標、およびその他の道路沿いに設置される標識や設備を意味する。
- 「**車道**」とは、道路のうち、全車種の車両が走行する部分を意味する。
- 「**路端**」とは、人工集中区域外の車道の外側の部分であって、必要な場合は車両が駐車できる部分を意味する。
- 「**車線**」とは、車道のうち、区分線または分離帯によって分離された部分であって、全車種の車両が車線内を走行するのに十分な幅を持ったものを意味する。
- 「市街地または人工集中区域」とは、建物や住宅が密集して建ち並び、道路沿いには出入口が設置され、各種標識や市・町の名称およびその入口を表記した道路標識が備えられ、または市・町の名称およびその出口を赤色の区分線で表記した道路標識が備えられ、大勢の人々が通過する地域を意味する。
- 「**合流点または交差点**」とは、道路中心線の角度の如何に関わらず、平面上に複数の交差点が存在する場所を意味する。合流点は、以下の形状のいずれかを形成する。

「+型」, 「X型」, 「T型」, 「Y型」, または環状交差点等。

- 「環状交差点」とは、合流点の一つであって、その中央部には、交通指示標識を備え、環道より少し高くした環状中央島を配し、また車道は環状中央島の周囲を走行する一方通行とし、矢印により交通誘導をする。
- 「**私的出口・玄関**」とは、平面上の私有財産、家の出口、玄関であって公道につながり、かつ歩道ではないものを意味する。
- 「**停車**」とは、道路上で運転者が車両内に留まったままか、または車両のすぐ近くにいて、短時間当該車両を動かさず、通行人や他の車両を通行させる状態か、または貨物の積下ろしや乗客の乗降のために、車両を路端に停止させる状態を意味する。
- 「**駐車**」とは、車両を動かない状態にしたまま、長期間または短期間放置することを意味する。 この場合、運転者は当該車両から離れることができる。
- 「**運転者**」とは、牛馬騎乗者や家畜運搬人を含め、路上で車両を操作する人物を意味する。
- 「ヘルメット」とは、国家標準に準拠し、管轄機関に承認されたヘルメットであって、自動二輪 車または自動三輪車で走行中に交通事故が発生した場合の頭部損傷の危険を軽減する目的で、 運転者および乗客が着用するものを意味する。
- 「技術器具」とは、速度違反取締り、アルコール・薬物取締り、または画像その他の情報の収集 に用いる器具を意味する。
- 「**合図灯」**とは、交通警察隊員が車両に停止を命じる合図を送る際に使用する器具を意味する。 当該器具は、暗闇の中で赤色光を照射する。
- 「**車両**」とは、機械部装着の有無を問わず、路上で人間または貨物を運搬するか、またはその他の車両を牽引する車両または車両に牽引される車両を意味する。
- 「小型旅客車両」とは、最大乗車定員が運転者を含めて10~20名の車両を意味する。
- 「**大型旅客車両**」とは、最大乗車定員が運転者を含めて21名以上の車両を意味する。
- 「**自動車**」とは、道路上を走行する機械駆動の全車種の車両を意味する。
- 「**家族向け車両**」とは、乗客が運転者を含めて8名以下の車両を意味する。この車種の車両は、 家族向けの用途に使用することができる。
- 「小型車両」とは、最大重量が3.5トンを超えない車両を意味する。
- 「大型車両」とは、最大重量が3.5トンを超える車両を意味する。
- 「バス」とは、市・町内の指定された道路区間沿いを走行して、有料公共サービスを提供する大型旅客車両を意味する。

- 「**農耕専用車両**」とは、農耕用途専用器具を具備した車両(例:稲刈機、脱穀機、または精米機等)を意味する。
- 「装備付きトラック」とは、付属の機械器具を具備した特殊トラックであって、運転席の外側に乗客や貨物を搭載しないもの(例:道路工事または橋梁建設等の目的に使用されるセメントミキサー車やその他の車両)を意味する。
- 「**乗客輸送・貨物運搬商業車両**」とは、乗客または他社の貨物の運送商業サービスを提供する車両を意味する。
- 「道路使用者」とは、道路を通行する運転者および歩行者を意味する。
- 車両の「**正味重量**」とは、乗客や貨物を乗せず、燃料、器具セット、およびスペアタイヤの重量を除いた、空の車両の重量を意味する。
- 車両の「最大積載重量」とは、車両の製造者が規定した乗客および貨物の合計重量を意味する。
- 車両の「最大重量」とは、車両の正味重量およびその最大積載重量の合計を意味する。例えば、 一台の車両に被牽引車が付く場合、当該車両の最大重量は、各車両の最大重量の合計とする。
- 車両の「**許容最大重量**」とは、当該車両の正味重量および乗客・貨物の許容積載重量の合計を 意味する。例えば、一台の車両に被牽引車が付く場合、当該車両の許容最大重量は、各車両の 最大重量の合計とする。
- 車両の「**合計実重量**」とは、当該車両の正味重量および積載された乗客・貨物の実重量の合計 を意味する。
- 「**被牽引車(トレーラー)**」とは、自動車またはその他の車両に接続された車両を意味する。
- 「セミトレーラー」とは、牽引ヘッド車に接続された車両を意味する。

第2章 交通標識

第5条

道路交通標識には、道路沿いに設置された全ての交通標識、交通信号、および道路の交通表示・区分線、交通警察隊員による手信号、およびその他の標識が含まれるものとする。

道路上の交通標識,交通信号,および交通表示・区分線については,首尾一貫した体系に基づき,道路使用者が容易に視認できる方法で重要地点に配置するものとする。

道路沿いに設置される非永久的危険標識については、道路の種類、等級、および状況に応じて、 容易に運転者の注意を引き、必要な用心ができるよう、適切な間隔で配置するものとする。

運転者による交通標識の明確な視認または理解を妨げるか、または視認できなくさせるような 貼り紙、他の物質の貼付け、または交通標識・交通標識支持具、あるいは交通標識に使用される その他の物の嵌め込みについては、これを禁止する。 道路交通標識に記される全ての画像および文言は、公共事業運輸省令の定めるところによる。

第6条

優先順位は、下記のように規定するものとする。

- 1. 交通標識は、交通規則より優先する。
- 2. 交通信号は、交通標識より優先する。
- 3. 交通警察隊員による手信号は、交通信号、道路上の交通表示・区分線、道路沿いの交通標識、 および交通規則より優先するものとする。

第3章 運転者

第7条

カンボジア王国における全車種の車両の走行については、常に道路の右側通行とする。

重量が16トンを超える貨物積載車両,または35名以上の乗客を乗車させる車両には,車種・道路の種別,走行距離,および走行時間に関して,適切かつ適合する運転免許証を所有する運転者1名と運転助手1名を配置させるものとする。

第8条

全ての車種の運転者は、下記に掲げる対処を実施するものとする。

- 1. エンジン 1 気筒当たりの排気量が49cc以上 1 の車両の運転者は、当該車種に適合する運転免許証を所有していなければならない。
- 2. 運転者は、車両運転中は常に注意を払い、また車両を容易かつ迅速に操縦できる楽な位置、特に支障なく身動きできる位置にいるものとする。
- 3. 運転者は、他の道路使用者および沿道の住人に対して、無用の妨害を行ってはならない。
- 4. 運転中は、呼気1リットル当たりアルコール分0.25mg, または血液1リットル当たりアルコール分0.50 mg以上の酒類の摂取を禁止する。
- 5. 無限軌道式 (キャタピラ付き) 車両による道路の直接走行は、これを禁止する。当該車両は、ゴムタイヤ式の別の車両に乗せて輸送しなければならない。
- 6. 運転中に、ハンド・フリー型の補助具を付けていない携帯電話を使用してはならない。
- 7. 運転者の視界を遮るような乗客、貨物、またはその他の物品を積載してはならない。
- 8. 1台の自動二輪車には、大人2名と子供1名まで乗ることができる。自動二輪車の運転者、相乗り者、および3歳以上の子供は、全て適切にヘルメットを着用するものとする。被牽引車付の自動三輪車および自動二輪車の運転者は全て、適切にヘルメットを着用するものとする。
- 9. 市街地または人口集中地域内では、運転者および車両の助手席に座る乗客は、安全シートベルトを着用しなければならない。
- 10. 市街地または人口集中地域外では、運転者および車両の全ての乗客は、本法律第90条に従い、安全シートベルトを着用しなければならない。
- 11. 10か月未満の乳児は、車両後部座席に固定されたベビーシート内に置かなければならない。
- 12. 10か月から4歳未満の子供は、車両後部座席に固定されたベビーシートに座らなければならない。

¹ 2016 年 1 月 6 日, フン・セン首相は、A1 免許を廃止する(125cc 以下のバイクについて免許が不要になる)との声明を発出(同月 7 日付け『プノンペンポスト』紙 http://www.phnompenhpost.com/national/licences-waived-125cc-motos)。実務の運用は、この声明に従っている。

13.10歳未満の子供は、車両前部座席に座ってはならない。

第9条

分離帯のない対面二車線の道路を走行する場合,運転者は,車道の右側を使用し,右側通行を 続けるものとする。

通行車線を区切る表示や区分線のない一方通行路を走行する場合,運転者は,左折する必要がある場合を除き,右側通行をするものとする。運転者は,追い抜きまたは停車する場合は,車道の左側半分を使用することができる。但し,人口集中地域または市街地においては,車道の使用は公共事業運輸省令の定めるところによる。

第10条

特定車種向けに指定された特定車線については、その他の車種の車両の運転者は、許可されている車線に入る時、または出る時を除き、走行してはならない。

対面二車線および分離帯のある道路を走行する場合,運転者は右側車道を走行するものとする。 複数の走行車線がある一方通行路においては,運転者は一番右側の車線を走行しなければなら ない。交通の混雑が著しい場合は,運転者はどの車線でも走行することができる。

対面二車線、および複数の走行車線のある道路の各通行方向においては、運転者は一番右側の 車線を走行しなければならない。交通の混雑が著しい場合、運転者は、自身の通行方向のうちの どの車線でも走行することができる。

本条第3項および第4項の規定のように、交通の混雑が著しい場合は、特定車線においてその他の車線よりも早く車両を運転しても、追い越し行為とは見なさないものとする。総重量3.5トンを超える車両の運転者は、常時右側車線を走行するものとする。但し、左折または追い抜きをする必要があるときは、運転者はその他の車線を使用することができる。例外として、人口集中地域や市街地においては、車道の使用は公共事業運輸省令の定めるところによる。

第11条

交通信号が黄色を示すときは、運転者に対して注意喚起、および停止の準備を指示しているものとする。交通信号が青色を示すときは、運転者に対して車両の進行を指示しているものとする。 交通信号が赤色を示すときは、運転者に対して停止を指示しているものとする。

赤色交通信号が点灯したときは、運転者に対して横断歩道の手前の停止を指示している。但し、前方に障害物がない場合は、道路の一番右側を走行している当該車両は、注意深く右折することができる。但し、赤色矢印信号が別の指示を出している場合を除く。

第12条

運転者は、車両の直進走行を妨げる全ての交差点、環状交差点、または道路分離帯においては、その右側を走行するものとする。但し、別の条項が規定されている場合は、この限りではない。

第13条

運転者は、同一の車道または車線を横に並んで運転してはならない。運転者は、軍用車両、警察車両、代表団、またはその他の公務車団の間を通り抜けてはならない。

第14条

牽引の手順は、下記に掲げる規則に基づいて実施するものとする。

- 車両の接続と牽引:運転者は、堅牢かつ上質で、曲げ状態に対して弾力性のある鋼索、棒鋼、またはその他の接続材を使用するものとする。
- 運転者が総重量が5トンを超える車両を牽引する場合,ロープや鋼索を使用することを禁止する。
- 運転者は、複数台の車両、または被牽引車やセミトレーラーを接続した車両を牽引してはならない。
- 運転者は、自転車または自動二輪車の牽引してはならない。
- 運転者は、乗客(運転者を除く)が内部にいるいかなる車両も牽引してはならない。
- 被牽引車・セミトレーラーを接続した車両は、車両フロントバンパーの自動車登録番号標の両側に2個の反射板と黄色三角反射板を付けるものとする。

被牽引車またはセミトレーラーの、車両・牽引車への接続・取外し手順については、公共事業運輸省令の定めるところによる。

第15条

市街地または人口集中地域のバス停留所においては、全ての車種の運転者は、必要なときは減速または停止し、バスが停留所に容易に近づくか、離れるか、または停車できるようにしなければならない。

第16条

走行速度は、下記に掲げる基準に基づいて定めるものとする。

- 運転速度の定義は、政令によって決定するものとする。
- 運転者は、適切な理由なく、他の車両の通行を妨害する異常な低速で走行してはならない。そのような低速運転者は右側を走行して、より高速で走行する他の車両の運転者が容易に左側を追い越せるようにしなければならない。緊急に減速を余儀なくされた運転者は、非常灯を使用して他の運転者に警告を送り、また車道の一番右側を走行するものとする。
- 速度規則は、警察または軍用車列、代表団車列、上級指導者の車列、消防車、救急車、および その他のサイレン・特別非常点滅表示灯を具備した車両の運転者には適用しないものとする。

第17条

いかなる場合であっても、運転者は常に自車の速度および運転を制御し、実際の状況に応じて、必要な場合は、いかなる損害も起こさず正確に車両を停止できるよう、適切な速度で走行するものとする。

運転者は、下記に掲げる場合は減速するものとする。

- 1. 狭い道路で他の車両を追い抜く場合。
- 2. 乗客および子供を乗せた他の車両が、その昇降のために停止している所を追い抜く場合。
- 3. 橋梁または線路に接近した場合。
- 4. 天候が悪く,運転者が見通しが効かない場合。
- 5. 進行方向を変える場合。
- 6. 急な曲がり角、曲線道路、滑りやすい道路、十字路、または環状交差点にさしかかった場合。
- 7. 高地にさしかかった場合,または坂道を下る場合。
- 8. 停止中の車団を追い抜くか追い越す場合、またはその他の車列を追い抜き、追い越す場合。
- 9. 障害物または車道に近接した密集住宅地に接近した場合。
- 10. 低速または危険標識が掲げられている場所では、常に減速する。
- 11. 警察車両,軍用車両,または軍用・警察車両の車団,消防車,救急車,その他の車両がサイレンを鳴らし,警告灯を点灯している場合は,全ての運転者は減速して車両を道路の右側に寄せ,必要な場合は,可能な限り路端に近づいて停止し,当該車団を安全に前進させるものとする。

12. 道路から50メートル以内にある学校または病院にさしかかった場合。

第18条

他の車両に後続する車両は、先行車が減速した時、または停止した時の追突を防ぐため、適切かつ安全な車間距離を保つものとする。路上を走行する全車種の車両の安全な車間距離は、公共 事業運輸省令の定めるところによる。

第19条

追い越しや追い抜き時、運転者は、下記事項を厳守するものとする。

- 1. 全ての車種の運転者は、左側を追い抜くものとする。但し、先行車が左側への移動指示器を点けたとき、および停止したとき、または左折態勢に入ったときは、先行車の右側を追い抜くことができる。
- 2. 追い越す前に、運転者は、自身の追い越しが損害や事故につながらないように、下記に掲げる 注意を払わなければならない。
 - a. 前方に障害物がないこと、また追い越し後、他の運転者の走行を妨害することなく、元の 走行車線・走行速度に戻れることをしっかりと見定めること。
 - b. 他の後続運転者が、追い越しの承諾を求めていないこと。
 - c. 他の先行車が、自車の先行車に対して追い越しの承諾を求めていないこと。
 - d. 2台の車両間の比例速度で、最短時間で追い越しできることを確かめること。
 - e. 左側指示器を点灯して追い越しの合図を行い、また必要な場合は、すれ違い用前照灯(ロービーム)や夜間には走行用前照灯(ハイビーム)を使い、昼間は、警音器の禁止されている市街地・人口集中地域以外では、警音器を鳴らすこと。
 - f. 後続車・先行車の運転者は、追い越しの承諾を求める合図に注意すること。
- 3. 後続車から追い越しを合図されたときは、先行車の運転者は前方の道路区間を見定め、障害物がない場合は右側指示器を点灯するか、または自分の左手を上げて右側に曲げ、減速して車両を右側に寄せることで、追い越し承諾の合図を送るものとする。先行車の運転者は、前方の道路区間が混雑しているか、または障害物があることを見定めた場合は、左側指示器を点灯するか、または左手を左側に真っすぐ伸ばして、追い越しは出来ない旨の合図を後続車に送るものとする。
- 4. 追い越し時には、運転者は加速し、また先行車から最低1メートルの間隔をとるものとする。
- 5. 車道中央線のない道路においては、運転者は、対向車に損傷または妨害を生じさせない限り、 もう一方の車線を使って追い抜くことができる。
- 6. 追い越しが終わったら、運転者は、右側指示器を点灯して、元の走行車線に戻る合図を他の運転者に送るものとする。
- 7. 別々の目的地に向かう複数車線のある一方通行道路においては、特定の車線を走行する車両が、 他の車線を走行する車両よりも早く走っていても、これを追い越しと見なさないものとする。
- 8. 下記に掲げる追い越しをしてはならない。
 - 3縦列の追い越し(一台の車両が,追い越しをしている別の車両を更に追い越すこと。)
 - 追い越し禁止の標識がある場所での追い越し。
 - 曲線道路または坂道での追い越し。但し,道路の車道中央線の左側半分を占めずに行う追い越しは,例外とする。
 - 曲がり角・十字路,またはその近辺,および滑りやすい道路における追い越し。
 - 峠道の頂上,または狭い道路,あるいは減速標識のある道路での追い越し。

- 橋梁上,または下り坂の走行時の追い越し。
- 作業現場での追い越し。
- 横断歩道区間,またはその近辺での追い越し。
- 橋梁下, またはトンネル内の道路。
- 豪雨,霧,粉塵,または煙で視界が悪い時の追い越し。
- 遮断器のない踏切、またはその近辺での追い越し。
- 冠水した道路での追い越し。

第20条

追い越し時、運転者は下記事項を厳守するものとする。

対向車とのすれ違い

- 1. 全ての車種の運転者は、すれ違う時は互いに相手車両の右側を走行するものとする。
- 2. 狭い道路または難路ですれ違う時は,運転者は互いに減速するものとする。必要な場合は,双 方の車両は停止するものとする。当該二車両が同一車種である場合は,先に発進したい車両は, 昼間の場合は手を挙げるか,または昼間なら警音器を鳴らし,夜間であれば,すれ違い用前照 灯と走行用前照灯を交互に切替えて合図を送り,発進する前に対向車両が承諾の合図を送って くるのを待つものとする。但し,当該二車両が別の車種である場合は,大型の車両の運転者は 小型の車両を先に発進させるものとする。
- 3. 一時に一台の車両しか通行できない狭い道路であっても、二台の車両がすれ違える区画がある場合は、当該区画に先着した車両は、他の車両が容易にすれ違えるよう停止して、待機するものとする。
- 4. 車道が狭く,二台の車両がすれ違うことができず,一台の車両が後退を余儀なくされた場合, 双方の運転者は、下記事項を遵守するものとする。
 - a. 車両が同一車種の場合, 先に発進したい車両はその要請の合図を送り, 相手車両の承諾の 合図および後退を待つものとする。
 - b. 被牽引車付の車両と、被牽引車の付かない車両の場合、被牽引車の付かない車両は後退して、被牽引車付の車両に道を譲るものとする。
 - c. 小型車両と大型車両の場合,小型車両は後退して,大型車両に道を譲るものとする。
 - d. 貨物積載車両と乗客搭乗車両の場合,貨物積載車両は後退して,乗客搭乗車両に道を譲る ものとする。
- 5. 急勾配の坂道ですれ違う場合には、下りの車両は停止して、上りの車両を先に走行させるものとする。
- 6. すれ違い時、いずれかの車両の運転者が、前方に、道路の破損区画、または駐車中の車両等の 障害物を認めた場合、当該運転者は、停車して、相手車両を先に通過させるものとする。
- 7. 一時に一台の車両しか通行できない狭い橋梁上ですれ違う場合、大型車両は、小型車両を優先するものとする。
- 8. 道路沿いに路肩灯が備わっていない市街地・人口集中地域以外の区域において夜間すれ違う場合,双方の車両は、事前に走行用前照灯を切り、すれ違い用前照灯を点けるものとする。

第21条

道路合流点における優先順位は、下記に定める通りとする。

- 1. 道路合流点に差し掛かったとき、全ての運転者は車両を減速し、横切ろうとする車道の交通状況を見定め、道路前方の状況が不明瞭な場合は、最大の注意を払って横断するものとする。必要な場合は、運転者は他の道路の運転者に対して、昼間であれば警音器を使い、また夜間であればすれ違い用前照灯と走行用前照灯を交互に切替えて照射し、警告するものとする。他の車両に優先権がある道路においては、優先権のない運転者は、優先権のある他の車両を先に走行させるため、容易に停止できる適切な速度で車両を走行させるものとする。
- 2. 道路合流点においては、たとえ青信号が点灯していても、自身の車両が交差点に進入すると、 交通混雑によって交差点の真ん中で停止する事態になる場合は、運転者は当該交差点に進入し てはならない。この場合、運転者は、他の方向から来る車両の進行を塞いでしまう事態を避け るために、交差点の手前で車両を停止するものとする。
- 3. 優先権のない道路の合流点においては、運転者は、右側を走行する運転者を優先するものとする。但し、優先権のないT型合流点においては、道路の突き当りに来た運転者は、連続する道路を走行する運転者を優先するものとする。
- 4. 道路の種類に関わらず、環状交差点に差し掛かった運転者は、環状交差点を循環する一方通行路を走行する運転者を優先するものとする。
- 5. 優先標識がある道路の合流点にさしかかった場合,運転者は,優先権のある道路の車両を優先 するものとし,また損害を生じさせないと確認した場合のみ,合流点を横切ることができるも のとする。
- 6. 「停止」標識のある道路合流点に差し掛かった時は、運転者は、横断歩道の前で停止し、優先権のある道路の車両および歩行者を優先するものとし、また、損害を生じさせないと確認した場合のみ、当該合流点を横切ることができるものとする。
- 7. 運転者は、サイレンおよび特別灯火を点灯して警告を発している出動中の警察車両、軍用車両・警察車両の車団、消防車、または救急車を優先するものとする。
- 8. 緊急車両は、以下のような優先順位を持つものとする。
 - 消防車
 - 救急車
 - 警察車両,軍用車両,または軍用車両・警察車両の車団,外交団の車列,上級指導者の車列,または交通警察車両の先導する自動車によるパレード
- 9. 住居,工場,建物,または種々の広場等の公道に接していない私道の出入口を出る時は,運転者は,最大限の注意を払い,公道の運転者または歩行者を優先するものとする。
- 10. 未舗装道路から走行してきた運転者は、舗装道路の運転者を優先するものとする。
- 11. 車道が多くの車線に区分され、また、幾つかの特定車両について複数の車線が対向している道路合流点においては、本条に定める交通優先順位の規定が、当該車線を使用する全ての運転者に適用されるものとする。但し、本条第7項および第8項に規定の車両は除く。

第22条

踏切

- 1. 踏切に差し掛かった時は、運転者は、車両を減速するものとする。
- 2. 道路または踏切の遮断器または防柵が下りている時、下りかけている時、または開きかけている時、運転者は、踏切に進入してはならない。

- 3. 警備員がいる道路または踏切においては、運転者は、警備員の指示に従うものとし、遮断機の 開閉を妨害してはならない。
- 4. 列車が近づいて来た時は、全ての運転者は、直ちに車両を停止して列車を優先走行させるものとする。また、全ての牛・羊の牧夫は、直ちに動物を停止させ、踏切から離すものとする。
- 5. 近づいてくる列車が警音器を鳴らした時は、全ての運転者は、遮断機から少なくとも2メートル、遮断機のない踏切からは5メートル離れて停止するものとする。
- 6. 踏切上で車両が立ち往生した時,または動物の群れが既に線路上に達した時,運転者または 牛・羊の牧夫は,列車の走行を妨げないように対処するか,または自力で線路上の障害物を撤 去できない場合は,最寄りの鉄道機関に潜在的危険を通報するものとする。

第23条

道路上の駐停車については、下記に掲げる事項を遵守するものとする。

- 1. 全車種の車両は、駐停車することによって他の車両の走行を妨害してはならない。
- 2. 市街地または人口集中地域においては、全車種の車両は、下記に掲げる規則を遵守しつつ、走行方向に対して平行に駐停車するものとする。
 - 二つの対向する走行方向がある道路上では、車両は道路の右側に、走行方向に平行して駐 停車するものとする。
 - 一方通行路上では、車両は、当該道路の右側または左側に、走行方向に平行して駐停車するものとする。
- 3. 市街地または人口集中地域以外では、車両または牛・羊等の動物は、車道の外側に駐停車・停止するものとする。道路の外側に駐車スペースがない場合、運転者は本条第1号に定める規則に従うものとする。
- 4. 市街地または人口集中地域以外では、路上で事故により破損するか、または駐停車を余儀なくされた全ての車種の車両は、非常灯を点灯し、当該車両の後方少なくとも30メートルの場所に、少なくとも100メートル離れた位置から視認できる三角停止板を置くものとする。駐停車禁止の場所でそのような事故が発生した場合、最寄りの適切な機関に通報するものとする。
- 5. 市街地・人口集中区域においては、貨物の積下ろしや乗客の乗降を必要とする全ての車両は、 歩道の端から25センチメートル以内であって、合流点、曲がり角、曲線道路路区間から少なく とも5メートル離れた位置、および大通りの合流点、曲がり角、曲線道路区間から少なくとも 10メートル離れた位置に駐停車するものとする。市街地・人口集中区域以外では、全ての車両 は、合流点、曲がり角、曲線道路区間から少なくとも10メートル離れた位置に駐停車するもの とする。
- 6. 駐車時, 運転者は, 車両を離れる前に, ハンドブレーキを引く等, 離れている間に潜在的事故 を防ぐための処置を講ずるものとする。
- 7. 下記に掲げる場所においては、車両の駐停車は禁止するものとする。
 - 車道上,歩行者用の歩道上,歩行者用横断歩道から少なくとも5メートル離れた場所,および歩行者用横断歩道上
 - 歩行者用の遊歩道上
 - 何らかの特定車両専用の駐停車場所

- 車道の端と車道中央線の間の空間(車道中央線と駐車中の車両との間の空間が3メートル以下の場合であって,他の車両が前進できないか,または車道中央線上に乗り上げざるを得ない状態になっているとき。)
- 交通信号柱または交通標識の近くの場所であって、駐停車すると他の道路使用者が当該信号 や交通標識を視認するのを妨げる場所
- 他の車両の出入口を塞ぎ、また駐停車を妨げる場所
- 他の車両が遠方から視認できない橋梁上,ガード下,地下道,道路合流点,踏切,環状交差点,または急勾配の道路・曲線道路
- 踏切から20メートル以内の場所
- 消防車ポンプ場の前後、および消防署の前から10メートル以内の場所
- 公共の建物の出入口
- 個人住居の出入口正面の車道(当該住居所有者の車両を除く。)
- 既に他の車両が並んで駐車している場所
- 一方の道路端が駐車専用区域である場合の他方の道路端(両端が駐車可能である道路を除 く。)
- 駐停車禁止の場所
- 公道上の24時間を超える駐車
- バス停留所標識の前後10メートル以内の場所
- 並んで駐車している複数の車両の前後1メートル以内の場所
- 道路合流点、または曲がり角の近辺

第24条

乗降のために車両の扉を開くに当たって、特に左側の扉を開く時には、運転者は常に適切に注意を払うものとする。

第25条

駐車区域から発進する前に、運転者は、被牽引車の有無を問わず、自身の車両の発進が他の車両に対して損害を生じさせないことを確認しつつ、他の道路使用者に対して明確かつ十分な警告を送るものとする。

左折・右折,車線変更,転回(Uターン)または後退,駐停車のための右側への移動等の進路変更を行う前に,運転者は車両を減速し,他の道路使用者に対して明確かつ十分な警告を送るものとする。

左折・右折時、転回・後退時には、運転者は下記に掲げる規定を遵守するものとする。

1. 左折

- 左折する前に、運転者は後写鏡(バックミラー)で車両後方を確認し、また特に左側補助後 写鏡(サイドミラー)で通行上の位置および後方の動きを見定めるものとする。
- 運転者は、左折する場所から十分な距離を置いて、左側指示器を点灯し、車両を減速し、また障害物がない場合は、可能な限り道路中央の車道中央線に寄るものとする。

- 左折する前に、運転者は左側、右側、および再度左側を確認し、特に反対方向から来る車両を見定めるものとする。道路前方が空いた場合は、運転者は適切な注意を払い、特に道路を 横断する歩行者に注意して左折するものとする。道路前方が空いていない場合、運転者は待機して、反対方向および右側から来る車両を優先するものとする。
- 左折するに当たっては、道路の右端を避けて走行するものとする。また、交通警察から指示がある場合を除き、反対方向から来る車両の後方を左折するものとする。

2. 右折

- 右折する前に、運転者は後写鏡(バックミラー)で車両後方を確認し、また特に左側補助後 写鏡(サイドミラー)で通行上の位置および後方の動きを見定めるものとする。
- 障害物がない場合は、運転者は、右折地点から十分な距離を置いて右側指示器を点灯し、車両を減速し、右側通行するものとする。
- 右折する前に,運転者は前方左右を視認し,右側補助後写鏡(サイドミラー)で後方を視認し,特に右後方に障害物がないことを確認するものとする。道路前方が空いている場合は,運転者は可能な限り道路の一番右側を走行し,道路を横断する歩行者に適切な注意を払うものとする。

3. 転回および後退

- 転回または後退をしようとする運転者は、当該行為が他の道路使用者に多大の妨害または損壊を及ぼさないことを確認するものとする。
- 後退時には、運転者は適切な注意を払い、常に後方の通行の動きを注視するものとする。また特に後退を始める前には、運転者は後方の幼児または小動物に注意するものとする。
- 下記に掲げる場所では、転回は禁止する。
 - 道路合流点または踏切に近い場所
 - 運転者が、最短150メートルの距離から他の車両を視認できない曲線道路
 - 峠や坂道の頂上に差し掛かる場所
 - 転回禁止の場所
 - 一方通行道路

上記の規定については、道路交通警察が別段の合図をしてきた場合、または道路交通表示が別 段の指示をしている場合は、撤回されるものとする。

第26条

道路を横断している歩行者がいる時には,運転者は,下記に掲げる処置を講ずるものとする。

- 1. いかなる場合であっても、道路を横断している歩行者がいる時、または歩行者用横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる時には、運転者は、車両を停止するものとする。
- 2. 道路合流点または踏切に近い場所においては、運転者は、たとえ歩行者用横断歩道のない場所であっても、歩行者の道路横断を妨害または道を塞いではならない。
- 3. 交通信号が備わっているか、または交通警察官が駐在している合流点道路であって、歩行者 用横断歩道がある場所においては、運転者はたとえ青信号が点灯しても、または交通警察官 が前進を命じても、歩行者が歩行者用横断歩道を横断するのを妨害または道を塞いではなら ない。歩行者が横断している他の道路に進入する時は、運転者は減速し、必要な場合は、当 該歩行者の道路横断を優先して停車するものとする。

4. 交通信号が備わっておらず、交通警察官も駐在していない合流点道路であって、歩行者用横断歩道がある場所においては、運転者は減速、必要なら停車し、横断中または横断しようとしている歩行者を優先するものとする。

第4章

車両の灯火および警音器の使用

第27条

夜間または昼間に、豪雨、濃霧、または地下道通行のために道路の視界が十分良好でない場合、 運転者は、下記に掲げる条件に基づいて車両灯火を使用するものとする。

1. 車両運転中

- a. 走行用前照灯 (ハイビーム) は、運転者が夜間、照明灯のない道路での遠方照射のために使用するものとする。但し、当該走行用前照灯は、反対方向から来る車両の走行を妨害しないよう、適切な注意を払って使用するものとする。十分な灯火のある市や町においては、走行用前照灯の使用を禁止する。但し、追い抜き要請の合図や道を譲る合図に、すれ違い用前照灯と交互に切替えて使用する場合は例外とする。
- b. 下記に掲げる場合は、すれ違い用前照灯 (ロービーム) を使用するものとする。
 - 夜間、および道路沿いに照明灯のある市内・市外地。
 - 夜間,および道路沿いに照明灯のない町の外で他の車両とすれ違う時,および他の車両 の後方を近接して走行する時。

 - すれ違い用前照灯は、夜間、警音器を鳴らす代わりに、走行用前照灯と交互に切替えて 合図を送るために使用できる。
- c. 側方灯: 夜間, 市内において道路に十分な照明灯が備わっている場合は, 路上の全ての車両はすれ違い用前照灯を使わずとも, 少なくとも側方灯・反射器を点灯するものとする。側方灯は, 反対方向から来る他の道路使用者に対して, 自車の存在および大きさを示すために使用する。
- d. その他の灯火:夜間または昼間に、天候や前方の視界が良好でない場合、運転者は下記に掲げる灯火を使用するものとする。
 - 赤色灯は、後続の道路使用者に対して自車の存在および車幅を示す。
 - 自動車登録番号標照明は、他の道路使用者が後方から当該自動車登録番号標を明瞭に視 認できるようにさせる。
 - 車幅灯は、他の道路使用者に対して自車の車幅または積載荷重を示す。
 - 方向指示器は、左側または右側への進路変更時に、他の道路使用者にそれを知らせる。
 - 後退灯は,後方の道路使用者に対して,当該車両が後退中であることを知らせる。
 - 制動灯は、後方の道路使用者に対して、当該車両が減速・停止するために制動中である ことを知らせる。

- 非常点滅表示灯は、例えば、故障車を牽引中の場合、または交通事故に遭った場合、あるいは貨物が落下して、速やかに回収できない場合、等で、運転者が低速運転を余儀なくされた場合、他の道路使用者に対し、事故発生の危険性について警告する。
- 霧灯は、濃霧または豪雨時に使用する。霧灯はすれ違い用前照灯の代わりに、または併用して使用することができる。
- 昼間走行灯は、昼間に使用する。全ての車種の車両は、他の道路使用者に対する視界を 向上させるために、当該灯火を使用することができる。
- 2. 非自動車の運転時、以下に掲げる車両の運転者は、下記規則を遵守するものとする。
 - 人力車には、前部に白色または黄色の灯火あるいは反射板を、後部に赤色灯または反射板を具備するものとする。この二つの灯火は、車道に面する角度に設置するものとする。
 - 牛馬等の牽引する軽馬車には、前部の両側面に二つの白色または黄色灯、または反射板 を、後部の両側面に二つの赤色灯、または反射板を具備するものとする。
 - 自転車および三輪車には、前部に一つの白色灯、または反射板を、後部には少なくとも 一つの赤色灯、または反射板を具備しなければならない。
 - 自動二輪車・自転車が引く被牽引車は、後部両側面に二つの赤色反射板、または赤色灯 を具備するものとする。
 - この種の車両は、路端近くに一列に駐停車しなければならない。
- 3. 公共照明灯のない道路において自動車を駐停車させる時,運転者は,下記の灯火を使用するものとする。
 - 側方灯火は、反対方向から来る他の道路使用者に対し、当該車両の存在および車幅を示す。
 - 赤色灯は、後方から来る他の道路使用者に対し、当該車両の存在および車幅を示す。
 - 自動車登録番号標照明は、後方から来る他の道路使用者に対し、当該車両の自動車登録 番号標を明示する。

市街地または人口集中地域における本条第3号に定める灯火の使用については,道路使用者が,少なくとも20メートル離れた地点から明瞭に視認するのに十分な公共道路照明灯があれば,必要ないものとする。

- 4. 連結されていない被牽引車やセミトレーラーは、歩道または路端の脇に駐車するものとする。 その際、被牽引車前部の白色灯または黄色灯、および後部の赤色灯を点灯するものとする。各 灯火は、当該被牽引車や他の一列に並んだ被牽引車が駐車している車道に面した、当該被牽引 車の端部に具備するものとする。市街地において、道路沿いに十分な照明灯があり、他の道路 使用者が少なくとも100メートル離れた地点から駐車車両を見定めることができれば、当該各灯 火の使用は強制されないものとする。
- 5. 車道上の車両が,道路合流点,曲がり角,曲線道路,坂道,および踏切等の近辺の,道を塞ぐか交通事故の発生につながる恐れのある場所で,破損または事故に巻き込まれて当該車道から撤去できなくなった結果,駐停車を余儀なくされた場合,運転者は,他の運転者に対し,非常点滅表示灯を点灯し,また,車両の少なくとも30メートル後方に,少なくとも100メートル離れた地点から視認できるやり方で三角停止板を置くことによって,当該障害を知らせる合図を送るものとする。落下して直ちには回収できない貨物が車道にある場合,運転者は,三角停止板と非常点滅表示灯を同時に使うか,または,三角停止板を落下貨物の少なくとも30メートル後方に置いて,他の運転者に知らせるものとする。

6. 特別灯火は,緊急出動中の消防車,救急車,警察車両,軍用車両または軍警察車両,外交団または上級指導者の車両,および交通警察車両の先導する軍用車列が使用できる。

第28条

警音器は,下記に掲げる方法で使用するものとする。

- 1. 警音器の使用は、他の道路使用者に対し、起こり得る損傷または事故についての警告を合図するために、また、市街地・人口集中区域において追い抜きを要請するために、昼間のみ許可されるものとする。
- 2. 夜間には、他の道路使用者に対し、起こり得る損傷または事故についての警告を合図するために、また、追い抜きを要請するために、警音器の代わりとして、走行用前照灯とすれ違い用前照灯の交互照射を行うものとする。
- 3. 警音器は、緊急時を除き、可能な限り短く鳴らし、必要以上に長く鳴らしてはならない。
- 4. 警音器の使用は、市中、市街地、または病院の近辺の場所では禁止する。

第29条

特別灯火および警音器は、下記のように使用するものとする。

- 1. 特別灯火には、閃光警告灯および色分けした番号付き回転灯が含まれ、また、各色分けの意味は、下記に掲げる通りである。
 - a. 特別青色灯または赤色灯は、消防車、救急車、警察車両、軍用車両または軍警察車両、外 交団または上級指導者の車両、および交通警察車両の先導する軍用車列等の優先権のある 緊急車両が、他の道路使用者に対して自車の存在を知らせるためにのみ使用するものとす る。
 - b. 特別暗黄色灯は、当該特別灯火を備え、低速で走行する道路清掃車、道路管理・修理車、 および特別運搬車等の公共事業車両にのみ使用するものとする。
- 2. 特別警音器には、消防車、救急車、警察車両、軍用車両または軍警察車両、外交団または上級 指導者の車両、および交通警察車両の先導する軍用車列等の優先権のある車両に使用される警 音が含まれる。病院の救急車には、二つの走行用前照灯と二種の低い警音が含まれる。
- 3. 暗黄色閃光灯を付けた作業中の車両に遭遇した場合,道路使用者は,当該車両の追い抜きまたは追い越しに当たっては,適切な注意を払うものとする。
- 4. 特別灯火および警音を発する優先緊急車両に遭遇した時は,道路使用者は減速し,右側に寄るか,または停止して,当該緊急車両が容易に追い越し,追い抜き,または横断できるようにしなければならない。

上記規則にも関わらず、消防車、救急車、警察車両、軍用車両または軍警察車両、外交団また は上級指導者の車両、および交通警察車両の先導する軍用車列等の優先緊急車両は、下記に掲げ る事項が許可されるものとする。

- 一方通行道路を反対方向に走行すること。
- 赤色信号がまた点灯している時点で、前進すること。
- 無制限速度で走行すること。
- 道路合流点で優先権を与えられること。
- 車道中央線を越えるか、またはその上を走行すること。

いかなる場合であれ,該当の各車両の運転者は,他の道路使用者に損傷を生じさせないよう注意深く運転し、また交通警察官の手信号を厳守するものとする。

第30条

車両の技術的に必要な仕様以外の警音、灯火、または装飾灯の搭載は、禁止する。

第5章 歩行者, 牛馬騎乗者, 牛・羊の牧夫

第31条

歩行者および荷車の車夫は、交通信号・標識、または交通警察官による手信号に従うものとする。

歩行者および荷車の車夫は、下記事項を遵守するものとする。

- 1. 歩行者および荷車の車夫は、両側に側道または歩行者用の路端がある車道を使用してはならない。
- 2. 歩行者および荷車の車夫は、歩行者が通行できないほど車道の側道や路端の空間が狭い場合のみ、当該車道を使用することができる。但し、その場合は、道路と同じ走行方向の側道に最も近い部分を歩くものとする。
- 3. 歩行者および荷車の車夫は、近辺に横断歩道があれば、そこを歩いて道路を横断するものとする。
- 4. 歩行者用横断歩道がある場合:
 - 歩行者は、交通警察隊員または交通信号の指示に従うものとする。
 - 交通信号がないか, 交通警察隊員がいない場合には, 歩行者は, 道路を横断する前に適切な 注意を払うものとする。
- 5. 歩行者用横断歩道がない場合:
 - 道路を横断する前に、歩行者は、自身の横断が交通の妨げ、または交通事故の原因とならないことを確かめるものとする。
 - 道路横断中は、歩行者は、交差点区域を突っ切ってはならず、道路の中心線に直交して道路を横切る線に沿って横断するものとし、また、車道上で不必要にゆっくり歩いたり、長く立ち止まったりする行為は、これを禁止するものとする。
- 6. 6歳未満の子供は、大人の付き添いなく公道を歩いてはならない。
- 7. 視覚障害者が公道を歩行する場合は、付添い人や盲導犬に誘導されるか、または器具を所持しなければならない。

第32条

管轄機関から許可を受けた行列,およびその他の目的での道路使用については,下記事項を遵 守するものとする。

A. 車両行列

- 車両行列は,走行方向に平行に,車道の右側半分に沿って実施するものとする。但し,この場合,車道の左側半分を完全に空けておくものとする。
- 車両行列は、車道の幅を考慮に入れ、交通規則を守りつつ、2区分線、3区分線、または4 区分線を使って行うことができる。
- 夜間であれ昼間であれ、視界が良好でない場合は、白色灯を行列の先頭車両に付け、赤色灯 を最後尾車両に付けるものとする。

B. その他の目的のための道路使用については、内務省および公共事業運輸省による共同省令、または内務省および農村開発省による共同省令に基づく許可を得て実施することができる。

第33条

牛馬騎乗者、牛・羊の牧夫、または馭者は、下記事項を遵守するものとする。

- 1. 牛馬騎乗者,牛・羊の牧夫,または馭者は,他の道路使用者に対して妨げや損傷を生じさせてはならず,また,動物の頭数を考慮した上で,当該動物を適切かつ適宜に停止させるのに十分な人員数を手配するものとする。
- 2. 夜間であれ昼間であれ視界が良好でない場合は、牛馬騎乗者、牛・羊の牧夫、または馭者は、白色灯を車両の前部に付け、赤色灯を後部に付けるものとする。
- 3. 車道に停止中は、牛馬騎乗者、牛・羊の牧夫、または馭者は、動物が道路上の他の車両の走行を妨げないようにするものとする。
- 4. 市街地または人口集中地域においては、道路上の牛馬騎乗者、牛・羊の牧夫、または馭者は、 下記事項を遵守して、走行方向に平行に動物を停止させするものとする。
 - 片側一車線道路においては、牛馬騎乗者、牛・羊の牧夫、または馭者は、走行方向に平行 に、車道の右半分に沿って動物を停止させるものとする。
 - 一方通行路においては、牛馬騎乗者、牛・羊の牧夫、または馭者は、道路走行方向に平行 に、道路の右側か左側に沿って、動物を停止させるものとする。但し、当該停止が禁止さ れている場合を除く。
- 5. 牛馬騎乗者、牛・羊の牧夫、または馭者は、公共道路上で動物を放して、自由に歩かせてはならない。

第6章 交通事故を起こした場合

第34条

全ての交通事故は、交通警察の管轄権下に置かれるものとする。いかなる交通事故であっても、 担当交通警察官は、下記に掲げる事項に全力を尽くすものとする。

- 1. 事故現場の公秩序を維持する。
- 2. 被害者救助の緊急措置を講じる。
- 3. 全ての関係者の安全を維持し、また交通事故によって生じる対立・衝突を規制する。
- 4. 証拠・情報の収集および交通事故事件簿の作成を含め、職業的行動を実施する。

第35条

交通事故が生じた場合、全ての関係当事者は、下記に掲げる規則を遵守するものとする。

- 1. 直ちに自身の車両を停止し、それ以上の妨害または損傷を防ぐこと。
- 2. 当該事故の責任を負う人物を特定するために重要な要素となる事故現場,事故の轍,または痕跡を改変しないこと。
- 3. 直ちに、最寄りの地元機関または交通警察に通報すること。
- 4. 当事者間で暴力を振るったり、喧嘩をしたりしないこと。
- 5. 双方の合意に達する前に、または交通警察官の許可なく、事故現場を離れないこと。

6. 事件の発見者は、直ちに最寄りの地元機関または交通警察に通報すること。

第36条

事故が結果的に財産への損害だけで終わった場合,両当事者は,交通警察官の仲介を要せず, 示談で解決することができる。

第37条

死傷者が出た場合は、運転者、事故に巻き込まれた道路使用者、または発見者は、最寄りの地 元機関または交通警察に通報するか、または被害者を最寄りの病院に連れていくための緊急措置 を講じるものとする。

第38条

交通事故の当事者のいずれか一方が外国大使または外交官である場合,当該当事者が,道路交通警察官と協力して,事件の検証および適切な措置の提案を行う代理人を手配できるように,交通警察官は,交通事故事件簿を作成し,当該事故の報告書を外務省および内務省に提出するものとする。

第7章 車両および運輸管理

第39条

全車種の車両運転者の国内・国際運転免許証については、公共事業運輸省が交付するものとする。但し、内務省または国防省の監督下で各関係省が交付する軍用・警察車両の運転免許証であって、軍事用機器搭載車両、ジェットエンジン搭載車両、三輪車両、および行進用自動二輪車等の特定目的に使用する車両の運転者の免許証は、例外とする。

国際運転免許証の交付手続きは、公共事業運輸省令の定めるところによる。

公共事業運輸省は、毎月、内務省に対して、運転免許証を有する運転者のデータを提供するものとする。

第40条

国内運転免許証は、カンボジア王国内を走行する車両のためのものであり、下記に掲げる5種に 分類される。

A種:以下の車両を含む自動二輪車および自動三輪車

- $A1^2$ 気筒サイズ $49cc\sim125cc$ エンジンの自動二輪車、または自転車のように、機械式フットペダルのない電気自動三輪車。
- A2 気筒サイズ125ccを超えるエンジンの自動二輪車。
 - 被牽引車付車両、および自動三輪車。

B種:

- 運転者を含め、乗客定員が9名を超えない車両。
- 最大重量が3.5トンを超えない貨物運送車両。
- B種車両であって、最大重量が0.75トンを超えない被牽引車を牽引できるもの。

C種:

- 最大重量が3.5トンを超える貨物運送車両であって、最大重量が0.75トンを超えない被 牽引車を牽引できるもの。

²第8条の脚注参照。

D種:以下の車両を含む旅客車両

- **D1** 運転者を含め、乗客定員が10~20名の車両であって、最大重量が0.75トンを超えない被 牽引車を牽引できるもの。
- **D2** 運転者を含め、乗客定員が20名を超える車両であって、最大重量が0.75トンを超えない 被牽引車を牽引できるもの。

E種:

- 最大重量が0.75トンを超える被牽引車を牽引するB種車両,C種車両,およびD種車両は, それぞれ三つの下位区分(E(B), E(C), E(D))に分類される。

第41条

運転免許証に関する各要件については、下記のように規定するものとする。

- 1. 各運転者は、公共事業運輸省の交付する運転免許証を一つだけ所有するものとする。当該運転 免許証は、運転者が運転資格を有する車種に基づいて、明確に区分するものとする。各運転免 許証は、違反行為点数表と共に使用されるものとする。運転免許証交付申請および手続きにつ いては、公共事業運輸省令の定めるところによる。
- 2. 障害者は、障害者専用に指定された特別車両を運転することができる。障害者運転免許証交付の要件は、公共事業運輸省令の定めるところによる。
- 3. 運転者の年齢は、所有する運転免許証の種類に対応して、以下のように定めるものとする。
 - A1種³: 運転者は、少なくとも16歳であるものとする。
 - A2種およびB種:運転者は、少なくとも18歳であるものとする。
 - C種およびD1B 種:運転者は、少なくとも22歳であるものとする。
 - D2種およびEB種:運転者は、少なくとも24歳であるものとする。
- 4. A2種運転免許証の所持者は、A1種の車両を運転することができる。
- 5. B種運転免許証の所持者は、A1種、農耕用車両、または時速40kmを超えない最高速度の機器搭載車両を運転することができるが、A2種の車両は運転できない。
- 6. 最高速度が時速40kmを超える機器搭載車両の運転者は、C種運転免許証を所持しなければならない。
- 7. C種運転免許証の受験資格として,運転者は最初にB種またはD1種の運転免許証を所持するものとする。
- 8. C種, D1種, またはD2種車両の運転者は、B種車両を運転することができる。
- 9. C種運転免許証の所持者は、D2種車両を運転できない。D2種の運転免許証所持者は、B種、C種、またはD1種車両を運転できる。
- 10. D1種運転免許証の受験資格として、運転者は、最初にB種の運転免許証を所持するものとする。
- 11. D2種運転免許証の受験資格として、運転者は、最初にB種、C種、またはD種の運転免許証を 所持するものとする。
- 12. E種運転免許証の受験資格として、運転者は、最初にB種、C種、D1種またはD2種の運転免許 証を所持するものとする。
- 13. E種運転免許証の所持者は, E(B), E(C), E(D) 等, 自身が所持する運転免許証の種類に応じて, 最大重量が0.75トンを超える被牽引車の牽引車両を運転することができる。

_

³ 第 8 条の脚注参照。

第42条

全ての車種の運転免許証の所持者は、65歳になるまで運転することができるものとする。65歳を過ぎたら、運転免許証の所持者は、充分な健康診断を受け、また免許証を2年ごとに更新される免許証に引換えすることを条件として、運転を許可されるものとする。

A種、B種、C種、D種、およびE種の運転免許証の有効期限は、下記に掲げる期間とする。

- 1. A種およびB種運転免許証は、10年間有効とする。
- 2. C種, D種およびE種運転免許証は、5年間有効とする。
- 3. 運転免許証の所持者は、有効期限が終了するまでに、健康診断書を添えて運転免許証の変更申 請書を提出するものとする。運転免許証を変更しなかった所持者は、法律に定める規定に基づ いて処罰されるものとする。

当該健康診断書には、保健省承認の病院または医療センターの医師によって、運転を行うのに 十分適していることが証明されていなければならない。

第43条

全ての運転免許証には、持ち点12点の違反行為点数表が含まれ、この点数は、運転者が交通規則に違反するごとに、下記のように減点される。

- A. 以下の違反を犯した場合は、1点減点されるものとする。
 - 安全シートベルトまたはヘルメットを着用しなかった場合。
 - 反対方向から来る車両に遭遇した時、走行用前照灯(ハイビーム)を使用した場合。
 - 道路中央線を跨いだ場合。
 - 制限速度を時速1 km ~19 km超えて走行した場合。
 - 夜間, 当該車種に必要な照明灯を十分点灯せずに走行した場合。
 - 定員外乗車(定員オーバー)。
- B. 以下の違反を犯した場合は、2点減点されるものとする。
 - 制限速度を時速20 km ~29 km超えて走行した場合。
 - 他の車両が追い抜こうとしている時に加速した場合。
 - 不適切な右折または左折をした場合。
 - 転回禁止の場所で転回した場合。
 - 運転免許証の要件を満たしていない場合。
 - 合図を送らずに右折または左折をした場合。
 - 不適切な追抜きまたは追越しをした場合。
 - 十分な安全間隔を取らずに走行した場合。
 - 不注意運転によって、他の道路使用者の交通を妨害した場合。
 - 発車時に合図を出さなかった場合。
 - 車両に不適切な仕様の改良・搭載をした場合。
 - 不適切な貨物積載をした場合。
 - 歩行者用横断歩道に駐車した場合。
 - 道路分離帯に駐停車した場合。
 - 10歳以下の子供を前部座席に座らせた場合。
 - 5歳以下の子供をチャイルド・シートに座らせなかった場合。車内で眠った場合。
 - 交通警察官による車両の検査を回避した場合。
- C. 以下の違反を犯した場合は、3点減点されるものとする。

- 危険な場所に駐停車した場合。
- 難路で追越しをした場合。
- 追越し禁止の場所で追越しをした場合。
- 警告を出さずに方向転換した場合。
- 道路中央線を乗り越えた場合。
- 制限速度を時速30 km ~39 km超えて走行した場合。
- 呼気1リットル当たりアルコール分0.25mg ~ 0.39 mg, または血液1リットル当たりアルコール分0.50g ~ 0.79 g の酒酔い運転をした場合。
- 法律で禁止されている道路で競走をした場合。
- 横断歩道で停止せず,歩行者優先を怠った場合。
- 赤色信号に従わなかった場合。
- 停止標識または優先標識に従わなかった場合。
- 交通警察官の手信号に従わなかった場合。
- D. 以下の違反を犯した場合は、4点減点されるものとする。
 - 制限速度を時速40 km ~49 km超えて走行した場合。
 - 道路合流点の優先順位を遵守しなかった場合。
 - 並進した場合。
 - 交通渋滞を引き起こした場合。
 - 優先車両を優先しなかった場合。
 - 運転中に車両から貨物を落とした場合。
 - 反対方向を走行した場合。
 - 車両を跳躍させ、ジグザグ走行させ、他の車両を襲撃し、またはその周りを掠るように走行した場合。
- E. 以下の違反を犯した場合は、6点減点されるものとする。
 - 制限速度を時速50km超えて走行した場合。
 - 呼気1リットル当たりアルコール分0.40mg以上,または血液1リットル当たりアルコール分0.8g以上の酒酔い運転をし、または薬物を摂取して運転した場合。
 - 交通事故に関与して、逃走した場合。
 - 偽造された自動車登録番号標や車両識別票を使用した場合。
 - 意図せず他者を負傷させ、被害者が事故当日から起算して8日間以上就労できなくなるか、または死亡する結果となった交通規則違反運転をした場合。
 - 有効期限切れ、または車種に適合していない運転免許証を繰返し使用した場合。
 - アルコール量呼気検査や薬物検査を拒否した場合。
 - 貨物上に乗客を乗せた場合。
 - 一回の違反当たり、8点以上の減点はしないものとする。

第44条

違反行為点数表の関連事項

- 点数表の持ち点が全て引かれた場合,当該運転免許証は失効するものとする。運転者は, 新規運転免許証の所持を希望する場合は,自動車教習所の授業に出席し,免許証が取消された日から少なくとも6か月後に再度免許試験を受験するものとする。但し,運転者が意図せず他者を負傷させ,被害者が事故当日から起算して8日間以上就労できなくなるか,または死亡する結果となった場合,当該運転者は,免許証が取消された日から少なくとも5年間が経過するまでは,自動車教習所の授業に出席して,再度免許試験を受験することはできない。

- 違反によって何点が引かれたが,運転者が最後の減点から起算して3年間,それ以上の減点 となる違反を犯さなかった場合,当該運転者は自動的に持ち点12点の付いた新規の違反行 為点数表を取得できるものとする。
- 違反によって何点が引かれた場合に、運転者が当該点数の再取得を希望するときは、公共 事業運輸省が開催する2日間の点数回復講座を受けるものとする。当該講座を受けることに よって、運転者は、4点~10点を取得することができる。運転者は、点数を増やすために、 最長2年の間に、当該講座を複数回受けることができる。

違反行為点数表の点数の減点・補充手続きについては、公共事業運輸省令の定めるところによる。

第45条

カンボジア王国との間で、運転免許証相互承認のための二国間・多国間協定または国際条約が 締結されている場合を除き、カンボジア王国内で合法的な生活を送っている外国人であって、カ ンボジア王国の道路上で車両の運転を希望する者は、下記に掲げる二つの方法のいずれかによっ て、カンボジアの運転免許証を取得するものとする。

- 1. カンボジア国民と同様に、運転免許試験を受験する。
- 2. 公共事業運輸省に申請書を提出し、また下記に掲げる要件を満たすことによって、自身の国の 運転免許証とカンボジアの免許証を引換えする。
 - a. 自身の国のパスポートおよびカンボジアのビザを所持していること。
 - b. 自身の国の有効な運転免許証を所持していること。
 - c. コミューンまたはサンカットの長が証明する住居があること。
 - d. 健康診断書を持参すること。
 - e. 運転免許証が英語またはフランス語でない場合, 当該免許証はクメール語, 英語, またはフランス語に翻訳して, その国の大使館, 領事館, または外交機関の認証を受けるものとする。

自身の国の運転免許証との引換えによって、外国人に交付されたカンボジアの運転免許証の有効期限は、1年間とする。運転免許試験を受験して外国人が取得したカンボジアの運転免許証の有効期限は、カンボジア人の運転免許の有効期限と同一とする。

自身の国のC種、D種、およびE種運転免許証を所持している外国人は、カンボジアのC種、D種、およびE種運転免許証と引き換えることはできないが、カンボジアのA種およびB種の運転免許証と引き換えることができる。

第46条

全ての自動車教習所は、事業免許と教科課程を備え、また、公共事業運輸省の管理・監督下に 置かれるものとする

全ての教習所教官は、公共事業運輸省の公布する適切な証明書を所持するものとする。

運転免許証の公布,運転教官の試験,および運転教科課程についての要件および手続きは,公 共事業運輸省令の定めるところによる。

内務省は、必要な場合、全ての自動車教習所を検査する権限を有するものとする。

第47条

全ての自動車運転者は,道路走行時には,車両識別票および自動車登録番号標(ナンバープレート)を具備するものとする。

A1種⁴自動車には、登録後、公共事業運輸省が車両識別票および自動車登録番号標を支給するものとする。但し、内務省・国防省が管理し、国家安全保障、社会秩序、および国防の目的に供される国有資産の自動車については、内務省・国防省が登録し、また車両識別票および自動車登録番号標を支給するものとする。

未登録車,および識別票・自動車登録番号標のない自動車については,道路上では,自動車登録番号標の付いた車両によって運搬されるものとする。

自動車と同様に、最大重量750kg以上の被牽引車またはセミトレーラーも登録し、識別票・自動車登録番号標を支給されるものとする。

公共事業運輸省は、内務省に対して、全車種の車両の登録に関する統計を毎月提供するものと する。

内務省および国防省は、公共事業運輸省に対し、国有資産であって自身の管理下にある車両、 自動二輪車、自動三輪車、またはその他の可動機械の数量データを、四半期ごとに提供するもの とする。但し、国家安全保障に関する機密情報は除く。

車両識別用自動車登録番号標の交付については、政令の定めるところによる。

第48条

全ての自動車販売業者は、最終購入者に車両を引き渡す前に、車両登録、車両識別票、および 自動車登録番号標の全ての必要な申請を完了する義務を負う。

自動車の全ての売却・寄贈、および所有権移転が生じるその他の車両取引形式については、当該取引の発生の日から起算して90日以内に所有権の譲渡を請求するものとする。

全ての車両所有者は、使用停止車両一覧表から自身の車両の削除を申請する義務を負う。

車両登録, 識別, 所有権譲渡, および使用停止車両一覧表からの削除に関する申請手続きについては, 公共事業運輸省令の定めるところによる。

第49条

道路を走行する全ての自動車、被牽引車、およびセミトレーラーは、公共事業運輸省またはその承認会社が発行する技術検査証明書を取得するものとする。

当該証明書の有効期限については、下記の通り定める。

- 1. 新車の家族向け車両には、最初の有効期限が4年の技術検査証明書が適用される。その後、当該車両は、2年ごとに技術検査を受けるものとする。
- 2. 中古の家族向け車両は、2年ごとに技術検査を受けるものとする。
- 3. 新車の乗客搭乗車両または貨物運送車両,または機器を具備する車両には,最初の有効期限が2年の技術検査証明書が適用される。その後,当該車両は,毎年技術検査を受けるものとする。
- 4. 中古の乗客搭乗車両または貨物運送車両,または機器を具備する車両は,毎年技術検査を受けるものとする。
- 5. 未使用の新車である被牽引車またはセミトレーラーは、最初の有効期限が2年の技術検査証明 書が適用される。その後、当該車両は毎年技術検査を受けるものとする。
- 6. 中古の被牽引車またはセミトレーラーは、毎年技術検査を受けるものとする。
- 7. 自動三輪車または自動二輪車は、毎年技術検査を受けるものとする。

⁴ 第 8 条の脚注参照。

8. 国内で改良された車両、被牽引車、またはセミトレーラーは、登録、車両識別票および自動車登録番号標の申請をする前に、技術検査を受けるものとする。その後は、当該車両は毎年技術検査を受けるものとする。

車両の技術仕様および技術検査については、公共事業運輸省令の定めるところによる。

第50条

車両の技術検査センターは、公共事業運輸省の認定する事業免許を所持するものとする。 当該免許交付の要件および手続きについては、公共事業運輸省令の定めるところによる。

第51条

強制保険に加入義務のある車両所有者は、自身の車両を道路上で走行させる時は、保険法および関連規則に基づく付保義務を満たすものとする。

第52条

車両修理・改良工場は、公共事業運輸省および工業手工芸省の交付する事業免許を取得し、必要な場合、内務省の検査を受けるものとする。

車両修理・改良工場の管理については、政令の定めるところによる。

第53条

貨物・乗客の国内道路または国際道路輸送に従事する法人は、公共事業運輸省の交付する事業 免許を取得するものとする。

国内道路または国際道路輸送に従事する法人に対する免許交付の要件および手続きについては, 公共事業運輸省令の定めるところによる。

第54条

貨物または乗客の輸送事業に使用される自動車または被牽引車には、公共事業運輸省の交付する当該事業の免許取得を必要とする。

国内道路または国際道路輸送に従事する車両の免許交付要件および手続きについては、公共事業運輸省令の定めるところによる。

第55条

輸送に従事する自動車・被牽引車の運転者は、下記に掲げる文書を所持するものとする。

- a. 車両識別票および自動車登録番号標。
- b. 車種に適合した運転免許証。
- c. 車両技術検査証明書。
- d. 運送業の車両・被牽引車の免許
- e. 保険会社の発行する保険証書。
- f. その他の適切な機関が交付する免許。

第56条

搭乗乗客および積載貨物には、以下のように対処するものとする。

- 1. 下記のような事態を予防するために、車上の積載貨物は適切にするものとする。
 - 道路上で貨物を落下させ、または引きずって、人に損傷を及ぼし、または公共財産・個人財産に損害を及ぼす。
 - 運転者の視界を遮ったり、または車両のバランスや走行を不安定にする。
 - 騒音を立て、粉塵を巻き上げ、または本来回避できたはずの他の攪乱を引き起こす。
 - 交通信号, 車両指示器, 反射板, および自動車登録番号標を遮る。

- 2. ナイロンロープ, ワイヤーチェーン, テントシート等, 貨物を確保・保護する補充保護部材は, しっかり固定するものとする。
- 3. 長尺物を搭載するときは、いかなる場合であっても、車両前端を超えて搭載してはならず、また車両後端から3メートル以上超えたり、地表に接触してはならない。
- 4. 搭載物が車両後端から1メートル以上超えている場合,昼間は,当該搭載物の後部に赤色の布を結びつけるものとし,また夜間には,赤色反射板を当該搭載物の後部に設置するものとする。搭載物の幅は,車両幅を超えてはならず,また搭載物の高さは,車両の屋根をこえてはならない。但し,最大乗客定員数が20名の車両であって,屋根の上に,(強固な支持具または下部構造物が付き,車両の屋根にしっかり取り付けられることを条件として)0.5メートルの高さまでの貨物を搭載できる車両は,例外とする。
- 5. 危険物を搭載する場合、当該積載物は適切に設置し、安全な方法で梱包するものとする。また、危険物の名称および危険標識を当該貨物に貼付するものとする。
- 6. 乗客輸送車両は、堅固かつ快適な座席、吊革、または取っ手を具備するものとする。
- 7. 下記に掲げる乗客搭乗は禁止する。
 - 公共事業運輸省の定める定員座席数を超える乗客を搭乗すること。
 - 車両運転室の上、または屋根の上に乗客を搭乗させること。
 - 車両の前部,側面,後部にしがみついている乗客を搭乗させること。
 - 被牽引車またはセミトレーラーに乗客を搭乗させること。
 - 乗客運送車両に悪臭物または毒物を積載すること。

積載技術については,公共事業運輸省令の定めるところによる。

第57条

自動車,被牽引車,またはセミトレーラーへの貨物の積載重量については,製造会社が示す最大車両重量,道路法で承認されている集中軸重および最大重量を超えてはならない。

橋梁を渡る時は、車両および被牽引車付き車両、またはセミトレーラーの運転者は、当該橋梁 に掲げられた標識に定める最大重量を遵守するものとする。

車両および被牽引車付き車両、またはセミトレーラーの寸法は、下記に掲げる通りとする。

- 車両の最大幅は、2.5メートルを超えてはならない。機器を具備する車両は例外とするが、 それも3メートルを超えてはならない。
- 車両の最大高は、4.2メートルを超えてはならない。
- 各車両の最大長は、12.2メートルを超えてはならない。
- セミトレーラー付き各車両の最大長は、16メートルを超えてはならない。
- 被牽引車付き各車両の最大長は、18メートルを超えてはならない。

上記に規定されていない車両および被牽引車付き車両、またはセミトレーラーの寸法については、公共事業運輸省の特別許可を取得するものとする。

車両寸法・重量の技術的仕様は、公共事業運輸省令の定めるところによる。

第58条

運転免許証,車両識別票,自動車登録番号標,技術検査証明書,事業免許証の交付手数料の支払い,支払遅延の罰金およびその他の手数料の支払いについては,経済財務省および公共事業運輸省の共同省令の定めるところによる。

第8章 道路交通法実施機構

第59条

国家道路安全委員会は、道路交通安全政策を策定し、また道路交通安全に関する法規の実施を 指導・監視する役割を担うものとする。

国家道路安全委員会は,指導する議長の内務大臣,副議長の公共事業運輸大臣,およびその他 の適格な各省からの委員によって構成されるものとする。

国家道路安全委員会には、公共事業運輸省が指導する運営機関である事務局およびいくつかの 補助的な小委員会を置くものとする。

国家道路安全委員会の設立、組織、および職務は、政令の定めるところによる。

第9章 道路交通法執行官の権限および管轄機関

第60条

道路交通法執行官には、以下の要員が含まれるものとする。

- 1. 公共事業運輸省の担当官。
- 2. 交通の秩序・安全の維持に責任を負い、下記に掲げる職責を担う警察隊または軍警察隊。
 - 適切な交通秩序の維持。
 - 直接的, または交通取締機器の使用による交通規則違反違法の監視, 巡回, および規制。
 - 交通秩序、交通違反、および交通事故の発生の報告。
- 3. 交通の秩序・安全の維持に責任を負う警察隊は、下記に掲げる更なる職責を担うものとする。
 - 略式処罰により、違反に対して罰金を科すこと。
 - 第64条に規定の交通事故が発生した場合の調整。
 - 交通事故中に生じた出来事の観察および記録,および必要な場合は本法律第61条,第65条,第66条に定める運転免許証の暫定没収および車両の暫定押収。
 - 本法律に定めがある場合は、報告書を作成し、証拠と共に裁判所に提出すること。

第61条

検査のために車両を押収するに当たっては、道路交通警察官は、交通渋滞や事故の発生原因となることを回避するよう努力するものとする。

第62条

下記に掲げる違反が生じた場合,道路交通警察官は,法律の認めるところにより,7日間を超えない期間,運転免許証を押収および停止し,また,下記に掲げる違反行為の場合には,本法律第43条に定める減点を行うものとする。

- 1. 禁止されているにも関わらず、反対方向を走行するか、または走行方向を並進すること。
- 2. 本法律に定める制限速度を時速40キロメートル以上超えて走行すること。
- 3. 交通優先順位を守らないこと。
- 4. 停止標識,赤色信号,または点滅赤色灯に従わないこと。
- 5. アスファルト舗装路上で、直接、装軌車両を走行させること。

道路交通警察官が、本法律に含まれる他の運転免許証および車両書類を押収することは認められないものとする。

第63条

交通事故が発生した場合、個々の事故に応じて車両の押収、および尋問や調書作成のための運転者の拘留は、事故現場で道路交通警察官が履行すべき義務とする。その運転者が酒気を帯びているか、薬物摂取をしている場合、交通または病院を管轄する司法警察職員は、これを検査し、アルコール量または薬物量を明記した証明書を発行し、裁判所提出用の事故報告書に添付するものとする。

第64条

禁錮刑および罰金刑の刑罰の対象となる交通違反は、裁判所の職責とする。この場合、交通警察は、交通事故報告書を裁判所に提出するものとする。

第65条

略式処罰の対象となる交通違反は,道路交通警察官の職責とする。道路交通警察官は,結果的に損害が財産に対して生じた事故の場合のみ,当事者間の相互に受け入れ可能な解決策を促すことができる。両当事者が,相互に受け入れ可能な解決策に至らない場合には,道路交通警察官は,報告書を作成し,事故の痕跡を収集し,また,事故当時者の利益を守る必要がある場合には,事故車両を一時的に1週間を超えない期間押収するものとする。

第66条

道路交通警察官は,運転者の犯した交通違反に応じて,下記に掲げるような車両の走行および 技術的仕様の改変を禁止するか,または3日間を超えない期間押収するものとする。

- 1. 運転者が、呼気1リットル当たりアルコール量0.25mg ~ 0.39 mg、または血液1リットル当たりアルコール量0.50g ~ 0.79 gの酒酔い運転、または薬物を摂取して運転した車両。
- 2. 運転者が、勤務中の道路交通警察官からのアルコール・薬物検査の要請に応じなかった車両。
- 3. 潜在的事故につながる可能性のある,不十分な技術仕様書を所持していた車両。
- 4. 定められた技術標準に違反して、過剰な排気・騒音を出す車両、または、定められた基準に反して、他の道路使用者または公共道路の沿道の住民の妨げとなる照明器具を備えた車両。
- 5. 運転者の視界を遮るか、運転の妨げとなるか、または過重積載となるやり方で、貨物や乗客を 搭載している車両。
- 6. 市街地や人口集中地域の路上で、24時間以上駐車している車両。
- 7. 技術検査証明書が失効したまま運転している車両。
- 8. 制限速度を時速40km以上超えて運転している車両。

第67条

道路交通警察官は、他の車両への妨害または潜在的損傷につながるやり方で駐車している車両を牽引撤去し、また、所有者が罰金を拒否するか、車両を離れている場合は、当該車両を道路交通警察署に保管する権限を有するものとする。

牽引撤去または道路交通警察署に一時押収された車両は,交通事故現場で解決できなかった車両と同様に扱われるものとする。

関係車両の所有者は、罰金に加えて、撤去車両の牽引費用および一時押収費用の支払いに責任 を負うものとする。

車両の牽引撤去および一時押収費用については,内務省および経済財務省の共同省令の定める ところによる。

第68条

交通違反の取締りに従事する道路交通警察官は、内務省、経済財務相、および公共事業運輸省の共同省令の定める通り、交通違反調査手続きに基づいて、交通違反を検査、捜査、記録、および報告するものとする。

第69条

交通違反に対して罰金を科す権限を有する道路交通警察官は、適切な控えの付いた罰金受領書を発行するものとする。罰金受領書の交付手続き、および罰金の歳入管理については、内務省、経済財務相、および公共事業運輸省の共同省令の定めるところによる。

第70条

本法律第60条に定める道路交通法執行官の下した決定に異議ある者は、法律執行官部隊の長に 申立てを行う権利を有するものとする。

法律執行官部隊の長は、当該申立てを受理した日から起算して15日以内に、決定を下すものとする。この法律執行官部隊の長の下した決定に不服のある者は、申請手続きに基づいて、裁判所に申し立てる権利を有するものとする。

第10章 罰則

第71条

略式処罰の対象となる交通違反については、政令の定めるところによる。

第72条

運転者は、車両運転中に犯した違反について、刑法上の責任を問われるものとする。

車両の管理者または所有者は、当該車両が他の人物に対する損傷を引き起こす原因となった場合、民法上の責任を問われるものとする。

第73条

勤務中の道路交通法執行官に対する身体的攻撃、高潔さや尊厳に対する罵倒は、刑法の適用条項に基づいて処罰されるものとする。

第74条

職務中または勤務時の道路交通警察官が、非合法的に、運転免許証、自動車登録番号標または 車両識別票を押収した場合は、6日間~1か月の禁錮刑および100,000リエル~800,000リエルの罰金 を科すものとする。

道路交通警察官による車両の一時的押収が原因で、当該車両のいずれかの部分に損害・損失が 生じた場合、当該警察官の所属する部隊は、当該損害・損失の補償に責任を負うものとする。

第75条

運転免許証を携帯せずに、または運転免許証の押収・停止期間中に、または免許証が取消された後も車両を運転した者は、6日間~1か月の禁錮刑および100,000リエル~800,000リエルの罰金を科すものとする。但し、自動二輪車または自動三輪車の運転者を除く。

第76条

道路交通警察官の停止命令を受け、アルコール・薬物検査を拒否した者は、6日間~1か月の禁錮刑および100,000リエル~800,000リエルの罰金を科すものとする。

車両検査またはアルコール・薬物検査を拒否した者は、本条第1項に従って処罰されるものとする。

第77条

呼気1リットル当たりアルコール量0.4 mg以上,または血液1リットル当たりアルコール量0.80g以上の酒酔い運転をした者は,1か月~6か月の禁錮刑および800,000リエル~4,000,000リエルの罰金を科すものとする。

第78条

偽造運転免許証,偽造車両識別票・自動車登録番号標,またはその他の偽造免許を故意に使用した者は、刑法第630条に定める刑罰(偽造公的文書の使用)を科すものとする。

第79条

運転免許証,車両識別票,自動車登録番号標,またはその他の免許を偽造した者は,刑法第629条に定める刑罰(公的文書の偽造)を科すものとする。

第80条

公共交通を妨げるか、何らかの妨害手段を講じた者は、1か月~1年の禁錮刑および800,000リエル~8,000,000リエルの罰金を科すものとする。

第81条

外交団または上級指導者の車列を護衛する権限を付与された護衛官による指示・合図に従わなかった者、および結果として、当該車団のいずれかの車両に損害を生じさせた者は、1か月~6か月の禁錮刑および800,000リエル~4,000,000リエルの罰金を科すものとする。

第82条

車両識別票または自動車登録番号標を所持せずに車両を運転した者は,6日間~1か月の禁錮刑および100,000リエル~800,000リエルの罰金を科すものとする。

第83条

道路交通法に定める義務への注意を怠り、違反して車両を運転し、結果として他の人を負傷させ、当該被害者を事件当日から起算して8日間以上就労できなくさせた者は、6か月~2年の禁錮刑および2,000,000リエル~10,000,000リエルの罰金を科すものとし、また、刑法第53条(付加刑の種類)に定める一つないし複数の付加刑を科すことができる。

上記違反が下記に掲げるいずれかに該当するときは、1年~3年の禁錮刑および4,000,000リエル~15,000,000リエルの罰金を科すものとする。

- a. 無免許運転, または車種に適合しない運転免許証で運転。
- b. 呼気1リットル当たりアルコール量0.40 mg以上,または血液1リットル当たりアルコール量0.80g以上の酒酔い運転。
- c. 大勢の人を負傷させる結果となった違反行為。
- d. 責任を負わされることを避けるために、事故現場から逃走。

本条に定める各違反に対して科すことができる付加刑には、下記に掲げるものが含まれる。

- 1. 当該違反が事業操業中または営業時間内になされた場合、違反者は、その事業を永久に、または5年間にわたって禁止される。
- 2. 違反者は、5年間にわたっていかなる車両の運転も禁止される。
- 3. 運転免許証は、5年間にわたって停止される。
- 4. 当該刑罰の決定が、2か月間にわたって公示・公表される。
- 5. 当該刑罰の決定が、新聞に掲載される。
- 6. 当該刑罰の決定が、全ての視聴覚通信手段を通じて8日間にわたって掲載される。

第84条

いかなる法人に対しても、本法律第83条に規定の違反について、刑法第42条(法人の刑事責任) に定める刑事責任を問うことができる。

法人は、5,000,000リエル~20,000,000リエルの罰金、および一つないし複数の下記付加刑を科せられるものとする。

- 1. 刑法第170条(法人の解散・精算)に定める法人の解散・精算。
- 2. 刑法第171条(裁判所の監視下に置くこと)に定める裁判所の監視下に置かれる。
- 3. 刑法第172条 (活動の禁止) に定める一つないし複数の営業活動を禁止される。
- 4. 刑法第176条(施設の閉鎖)に定める違反を犯し、施設を閉鎖される。
- 5. 刑法第177条(施設の業務利用の禁止)に定める公衆に公開されて使用されている施設の業務利用の禁止。
- 6. 刑法第180条(掲示による決定の公示)に定める刑罰の決定の公示・公開。
- 7. 刑法第181条(視聴覚通信手段による決定の伝達)に定める新聞または全ての視聴覚通信手段を通じた刑罰決定の公開。

第85条

道路交通法に定める義務への注意を怠り、違反して車両を運転し、結果として他の人を死亡させた者は、1年~3年の禁錮刑および4,000,000リエル~15,000,000リエルの罰金を科すものとし、また、刑法第53条(付加刑の種類)に定める一つないし複数の付加刑を科すことができる。

上記違反が下記に掲げるいずれかに該当するときは、2年~5年の禁錮刑および10,000,000リエル~25,000,000リエルの罰金を科すものとする。

- a. 無免許運転, または車種に適合しない運転免許証で運転。
- b. 呼気1リットル当たりアルコール量0.40 mg以上, または血液1リットル当たりアルコール量0.80g以上の酒酔運転。
- c. 大勢の人を死亡させる結果となった違反行為。
- d. 責任を負わされることを避けるために、事故現場から逃走。 本条に定める各違反に対して科すことができる付加刑には、下記に掲げるものが含まれる。
- 1. 当該違反が事業操業中または営業時間内になされた場合、違反者は、その事業を永久に、または5年間にわたって禁止される。
- 2. 違反者は、5年間にわたっていかなる車両の運転も禁止される。
- 3. 運転免許証は、5年間にわたって停止される。
- 4. 当該刑罰の決定が、2か月間にわたって公示・公表される。
- 5. 当該刑罰の決定が、新聞に掲載される。
- 6. 当該刑罰の決定が、全ての視聴覚通信手段を通じて8日間にわたって掲載される。

第86条

いかなる法人に対しても、本法律第85条に規定の違反について、刑法第42条(法人の刑事責任) に定める刑事責任を問うことができる。

法人は, 10,000,000リエル~50,000,000リエルの罰金, および一つないし複数の下記付加刑を科せられるものとする。

- 1. 刑法第170条 (法人の解散・精算) に定める法人の解散・精算。
- 2. 刑法第171条(裁判所の監視下に置くこと)に定める裁判所の監視下に置かれる。
- 3. 刑法第172条(活動の禁止)に定める一つないし複数の営業活動を禁止される。

- 4. 刑法第176条(施設の閉鎖)に定める違反を犯し、施設を閉鎖される。
- 5. 刑法第177条(施設の業務利用の禁止)に定める公衆に公開されて使用されている施設の業務禁止。
- 6. 刑法第180条(掲示による決定の公示)に定める刑罰の決定の公示・公開。
- 7. 刑法第181条(視聴覚通信手段による決定の伝達)に定める新聞または全ての視聴覚通信手段を通じた刑罰決定の公開。

第87条

略式罰金を支払うと、法的手続きは撤回されるものとする。当該違反に略式罰金が科せられ、 違反者が期限までに罰金を支払わなかった場合は、担当の道路交通警察官は裁判所に対し、証拠 を添付の上、報告書を提出するものとする。

第11章 経過規定

第88条

本法律に相反する規則を除き、2007年2月8日付け勅令第NS/RKM/0207/007号により布告された 道路交通法の施行を目的として制定された全ての規則は、更なる改正・廃止通知が出されるまで、 継続して適用されるものとする。

第89条

2007年2月8日付け勅令第NS/RKM/0207/007号により布告された道路交通法に適応する運転免許証の所持者は、当該免許証が期限切れになるまで、継続して使用することができる。

2007年2月8日付け勅令第NS/RKM/0207/007号により布告された道路交通法に適応しない運転免許証の所持者は、本法律が全国で施行される日から起算して1年以内に新規の運転免許証を取得するものとする。

第90条

市街地・人口集中区域においては、運転者を含め乗車定員が9名を超える自動車の運転者および全乗客は、安全シートベルトを着用するものとする。また、本法律第7条第2項、および本法律第8条11号、同条12号に定める条項は、本法律が全国で施行される日から起算して5年間実施するものとする。

第91条

本法律第43条および第44条に定める規定は、本法律が全国で施行される日から起算して5年間実施するものとする。

第12章 最終規定

第92条

2007年2月8日付け勅令第NS/RKM/0207/007号によって布告された道路交通法は廃止され、本法律に置き換えるものとする。

2015年1月6日 ノロドム・シハモニ国王署名